

## （仮称）吹田円山町開発事業に係る環境影響評価提案書 に対する吹田市環境影響評価審査会意見（案）

本審査会は、（仮称）吹田円山町開発事業に係る環境影響評価提案書について、住民の意見を考慮して、環境の保全及び良好な環境の創造の見地から専門的・科学的に慎重に審査を行った。

今後、環境影響評価の実施にあたっては、最新の科学的技術・知見に基づき行うとともに、下記の事項について十分留意されたい。

### 記

#### 【全体事項】

本事業計画地周辺では、吹田市環境影響評価条例の対象事業ではないものの、大規模な住宅団地の建設事業が予定されていることから、可能な限りこの先行事業との複合的な環境影響を考慮したうえで、環境影響評価を実施すること。

#### 【個別事項】

##### 1 温室効果ガス・エネルギー

###### （1）環境取組内容

ア 建売区画では、条件付宅地区画の模範となる高い省エネ性能を確保すべく、積極的な再生可能エネルギー及び高効率な省エネルギー機器の導入並びに高断熱・高气密化を実現し、可能な限り温室効果ガスの排出削減を図ること。

イ 条件付宅地区画においては、購入者における高い省エネ性能を有する住宅の積極的な建築を容易にする実効性の高い提案方法を検討するとともに、高い水準の省エネ性能を担保する販売方法を検討すること。

###### （2）現況調査

ア 事業計画地内について温室効果ガス・エネルギーの状況調査を実施すること。

イ エコタウンやスマートシティなどの先進都市における地球環境対策の実施状況等の事例を調査すること。

###### （3）予測及び評価の方法

計画で予定している環境取組内容を実施しなかった場合と、実施した場合との予測結果を比較することで、可能な限り定量的な評価を実施すること。なお、予測を行うにあたっては、上記（1）の内容を十分に考慮すること。

## 2 廃棄物等

### (1) 現況調査

事業計画地内の廃棄物等の状況調査を実施すること。

## 3 ヒートアイランド現象

### (1) 現況調査

ア 市域全域の地表面温度の状況について、既存資料を用いて調査すること。

イ 戸建て宅地開発等における先進的なヒートアイランド対策の実施状況等の事例を調査すること。

### (2) 予測の方法

予測項目及び予測方法に、建物の密集度の変化を追加すること。

### (3) 評価の方法

ア 人工排熱量に関する評価については、蓄熱量や建物の密集度等に関する評価を含めて、ヒートアイランド現象にもたらす影響として評価すること。

イ 計画で予定している環境取組内容を実施しなかった場合と、実施した場合との予測結果を比較することで、可能な限り定量的な評価を行うとともに、市域の平均的な地表面温度と比較して評価すること。

## 4 騒音

事業の実施に伴う土地利用の変化（建築物等の存在の変化）によって、近接する巨大な騒音源である名神高速道路からの事業計画地周辺へ及ぼす騒音影響に、変化が生ずる恐れがあるため、環境影響評価項目に選定すること。また、以下の（1）アの予測及び評価を行うこと。

### (1) 予測及び評価の手法

ア 土地利用の変化に伴う名神高速道路からの事業計画地周辺へ及ぼす騒音影響については、音響シミュレーションを行うこと。

イ 建設機械等の稼働による影響については、解体工事期を考慮して騒音予測を行い、評価すること。

## 5 安全

事業計画地内が一時避難地の指定を受けていることを踏まえ、事業の実施による共用後の人口増加が、安全確保に対して影響を与える可能性が考えられることから、環境影響評価項目として選定し、以下の現況調査、予測及び評価を行うこと。

(1) 現況調査

吹田市の防災に係る計画及び避難所等の指定状況を調査すること。

(2) 予測及び評価の方法

事業計画を基に、人口の増加による地域社会の災害時における安全確保への配慮について評価すること。

## 6 交通混雑、交通安全

(1) 現況調査

ア 日常生活圏等の状況、道路の状況及び交通安全の状況（交通事故の発生状況）を調査すること。

イ 「祝橋」及び「垂水町西」の交差点を交通量調査地点に追加すること。

## 7 評価の手法（全般）

効果的な環境取組を講じた上で、当該事業の実施による環境影響が可能な限り低減されるかどうかを評価すること。

### 【付帯意見】

今後、事業者が当該事業における交通安全の確保及びヒートアイランド対策に関する環境取組の検討を進めるにあたっては、事業者の努力はもちろんのこと、供用後に公共施設（道路、公園等）が帰属することとなる吹田市等の関係部局において、事業者の環境取組に対する柔軟な対応が求められる。

行政機関及び事業者においては、吹田市環境まちづくり影響評価条例の趣旨を踏まえ、当該事業の実施に伴う事業計画地及び事業計画地周辺の環境性能の向上を目指した協議を進めること。